

平成 2 8 年 第 1 回

教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

平成 2 8 年 2 月 1 8 日

平成28年第1回教育委員会臨時会会議録

平成28年2月18日(木)

出席者(5名)

教育長 高部 明夫  
委員 角田 徹  
委員 高橋 京子

委員 池田 清貴  
委員 須藤 金一

欠席者(0名)

出席説明員

教育部長・調整担当部長

山口 忠嗣

総務課長

高松 真也

スポーツ振興課長・総合スポーツセンター

建設推進室長

室谷 浩一

社会教育会館長

新名 清人

生涯学習担当部長

宇山 陽子

生涯学習課長

古谷 一祐

総合スポーツセンター建設推進室

総務担当課長

向井 研一

三鷹図書館長

田中 博文

事務局職員

副参事

本村 建二郎

主事

大塚 俊介

平成28年第1回教育委員会臨時会  
議 事 日 程

平成28年2月18日（木）午後7時30分開議

- 日程第1 議案第7号 三鷹市生涯学習センター条例の制定の申出について  
日程第2 議案第8号 三鷹市市民体育施設条例の一部改正の申出について

午後 7時30分 開会

○高部教育長 それでは、よろしいでしょうか。ただいまから平成28年第1回教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高橋委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして議事を進めてまいります。

---

日程第1 議案第7号 三鷹市生涯学習センター条例の制定の申出について

日程第2 議案第8号 三鷹市市民体育施設条例の一部改正の申出について

○高部教育長 委員の皆様にお諮りいたします。

日程第1 議案第7号及び日程第2 議案第8号の議案につきましては、関連議案ですので、一括して審議をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。議案第7号及び議案第8号を一括して議題といたします。

( 書記朗読 )

○高部教育長 提案理由の説明をお願いします。

宇山生涯学習担当部長。

○宇山生涯学習担当部長 それでは、説明いたします。

生涯学習センター、そして今回の体育施設条例の一部改正に係ります総合スポーツセンターは、これまで新川防災公園・多機能複合施設という仮称で整備を進めてまいりました施設の中に、平成29年4月、来年4月の開設を予定しているものです。

今回、この仮称を中央防災公園・元気創造プラザと改めまして、これに関する条例の制定改正につきまして、市長部局の施設を合わせて7件を市議会に提案することとしております。

お手元に、パンフレットで整備事業の概要がございますので、まず改めまして全体像を簡単にご説明いたしますと、市役所の東側、約2ヘクタールの敷地に、災害時の一時避難場所、そして平常時はレクリエーションの広場となる、緑豊かな中央防災公園、そしてその地下空間に健康・スポーツの拠点となる総合スポーツセンター、そして、老朽化した公共施設等を集約して、災害時の防災拠点機能を加えた複合施設、元気創造プラザを整備しております。パンフレットの中段に図がございますが、老朽化施設は社会教育会館、第一・第二体育館、北野ハピネスセンター(幼児部門)、総合保健センター、そして福祉会館が集約対象の施設となっております。

パンフレットをおめくりいただいて、左のページの下に断面イメージがございます。多機能複合施設とありますけれども、元気創造プラザには、1階に子ども発達支援センター、2階に総合保健センター、3階に福祉センターを配置しまして、生涯学習センターは4階と5階の一部でございます。5階にはほかに防災センターが入ります。もう1枚おめくりいただきまして、左側のページの下、生涯学習センター4階部分には、学習室、交流サロ

ン、料理実習室、創作室、和室、ホール等がございます。5階部分にも学習室3室がございます。生涯学習センターは、昭和47年開館の三鷹市社会教育会館を廃止し新たに生涯学習センターとして設置するもので、施設の面積や部屋の構成などは社会教育会館とほぼ同じようなものになっておりまして、同館で実施してきた市民大学総合コースなどの事業を引き継ぐとともに、より幅広い多様な市民の学習ニーズに対応し、市内の関連施設・機関との連携によりまして、生涯学習の新拠点として多彩な事業の展開を図ることとしております。

それでは、資料の3ページに戻りまして、議案第7号 三鷹市生涯学習センター条例の制定の申出について、ご説明いたします。

まず、第1条で目的及び設置について定めております。「市民が生涯にわたって、ともに学び、学びを活かし、学びの成果や絆が地域に受け継がれていく心豊かな社会をつくる」、この部分は、生涯学習プラン2022に掲げております基本目標を引用しているものです。次の「市民参加と協働のまちづくりの推進を目指して」というところで、ここは三鷹市自治基本条例の理念を踏まえまして、生涯学習センターが参加と協働のまちづくりを目指すという位置づけをしている部分です。「多世代にわたる多様な市民の主体的な学習を保障し」では、さまざまな世代の多様な学習ニーズに応じて、生涯にわたる学習権を保障するという考え方を明確にしております。「社会教育を含む生涯学習の振興を図るために」、こちらは、現在の社会教育会館の条例では、社会教育法の公民館を設置するとされているのに対しまして、生涯学習センターは、より幅広い多様な生涯学習活動の場として公の施設に位置づけ、この条文で設置目的を定めているところですが、生涯学習センターでも現在社会教育会館で行われている事業を引き継ぎ、市民大学総合コース等の事業を実施していくことも予定していますので、「社会教育を含む生涯学習」という文言で、本条例におけます社会教育と生涯学習の関係を明らかにしております。

第2条では、名称及び位置を定めています。

第3条、生涯学習センターの事業でございますが、生涯学習に関する講座等の学習機会の提供及び人材育成、そして情報及び資料の収集並びに相談、活動の支援、団体の連携及び交流に関すること、施設の使用に関することなどとしております。

第4条では、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理を行うものとし、その条件を定めております。この指定管理者につきましては、現在の三鷹市芸術文化振興財団を生涯学習・スポーツに関する事業を行うよう改組し、指定管理者とすることを予定しているところでございます。

第5条にありますように、指定管理者の行う業務は、第3条に掲げた各事業の実施、施設・設備等の維持管理、使用の承認、使用料の徴収などとなっております。

また、第6条で、自主事業として行うときは受講料等を徴収できることとしております。

第7条では、生涯学習センターに関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聞くことを定めております。

また、第8条・第9条では休館日、開館時間を定めております。休館日は月1回の第4月曜日、開館時間は午前9時から午後10時までとしております。

そのほか、使用の承認・不承認、取り消し等について規定をしまして、第13条で使用料について定めております。

使用料の別表が7ページ、8ページにあります。市内団体、市外団体についてそれぞれの施設の使用料を定めており、市外団体は市内の1.5倍の金額としております。また、さらに入場料金を徴収する使用の場合は3倍の金額としております。

5ページに戻りまして、14条で使用料の減免について定めております。指定管理者の自主事業について、また第2項で、規則で定める特別の理由のあるときには減額または免除ができることとしております。規則では、減額免除できる場合として、例えば障がい者団体の利用でありますとか、公共的団体や生涯学習活動の自主グループの連合組織が広く市民を対象とした事業を行うという場合でしたら免除するとか、あるいは継続して生涯学習活動を行っている自主グループ等であれば、あらかじめ登録した場合、活動に使用する場合に一定の減額を行うことなどを定めることを予定しております。

6ページ下からの附則をごらんください。施行の期日は、開館します平成29年4月1日からとしております。あわせて、社会教育会館の廃止を定めております。それからあわせて、社会教育会館条例の中に公民館運営審議会のことがございますので、これについても廃止となりますが、これにつきましては平成28年度中に社会教育委員を兼ねる生涯学習審議会といった別の会議体の設置を検討しているところです。また、社会教育会館内に下連雀図書館がございますので、これにつきましても図書館条例の一部を改正して廃止としております。

参考として、9ページ、10ページが社会教育会館条例でございます。それから、11ページから14ページが公民館運営審議会委員に係る非常勤特別職の報酬及び費用弁償条例を一部改正する条例の新旧対照表となっております。

それでは、続きまして、三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例でございます。こちらにつきましては、27ページからの新旧対照表でご説明いたします。

まず、目的でございますが、第1条、ここに「スポーツ」という言葉を加えまして、「スポーツ及びレクリエーション活動の推進」と改めております。

そして第2条、体育施設の名称及び位置のところ、別表第1ということで三鷹市総合スポーツセンターを新たに加えるところですが、32ページをごらんください。32ページ左下の別表第1、一番上に三鷹市総合スポーツセンターとございますが、これを新たに加えております。

先ほどのパンフレットですが、1ページおめくりいただいた右側のページに、三鷹市総合スポーツセンターの構成がございます。地下2階に武道場、小体育室、サブアリーナ、メインアリーナ。地下1階にトレーニング室、ランニング走路。1階にプール、軽体操室、多目的体育室などがある施設となっております。

27ページにお戻りいただきまして、第3条でございますが、こちらで生涯学習センターと同様に指定管理者による管理を定めております。対象施設ですけれども、1から4までございますように、総合スポーツセンター、新川テニスコート、大沢野川グラウンド、大沢総合グラウンドでございます。そして指定管理者が行う業務として、施設並びに設備

及び器具の維持管理に関する業務、使用の承認、使用料の徴収、そしてスポーツ活動に係る情報提供及びスポーツの推進に係る事業に関する業務等を行うことになっております。また、その下、受講料の徴収についても生涯学習センターと同じように、自主事業を行うとき経費を徴収することができるとしております。また、利用者懇談会につきましても、体育施設に関する利用者懇談会を開催し、市民の意見を聞くこととするという同じ規定をしておりますし、休場日、そして開場時間についても生涯学習センターと同じ日時となっております。そのほか使用の承認・不承認、取り消し等について定めております。

第12条、使用料でございますが、こちら別表第4では三鷹市総合スポーツセンターの使用料を新たに定めております。新旧対照表はちょっと見にくいので、23ページをごらんください。こちらが新たに設置する総合スポーツセンターの使用料となっております。なお、屋外施設につきましては使用料の改正はございません。三鷹市総合スポーツセンターについて、市内団体、市外団体についての金額を定めております。また、個人区分ということで個人使用の場合の料金も定めておりますが、25ページを見ていただきますと、備考のところでございますが、(5)市民等となっておりますところ、「ふじみ衛生組合を構成する調布市に住所を有する者をいう」となっております。総合スポーツセンターではふじみ衛生組合の焼却施設の余熱を利用していることから、調布市民も市民料金という形をとっております。

30ページにお戻りください。使用料の減免についてですが、これも同じく、減額または免除につきまして規則に委ねることとしまして、ここでは高齢者への一定の配慮でありますとか広く市民を対象とした事業につきまして、減額免除または2分の1免除といった規則について予定をしているところでございます。

おめくりいただきまして、32ページ、附則でございます。施行期日は同じく平成29年4月1日としております。また、使用に係る手続その他の行為につきましては施行日前においても行うことができるとして、例えば申し込みの受付ですとか指定管理業務の準備であるとかいったことはできるということを規定しております。

説明は以上でございます。

○高部教育長 以上で提案理由の説明は終わりました。委員の皆様への質疑をお願いいたします。はい、角田委員。

○角田委員 2つの条例の中で、例えば資料の4ページの第7条、市長は生涯学習センターに関する利用者懇談会を開催する。スポーツセンターも利用者懇談会の明記があるんですが、これはどんな感じのことをイメージしているんですか。定期でやるのか、臨時でやるのか。やはり、これから先の運営方法などを市民にも聞いた上で実効的なことをすることは、重要なと思います。

○宇山生涯学習担当部長 利用者懇談会につきましては、お使いいただく市民の皆様をできるだけ運営にも反映していく、あるいは事業について、これからこの生涯学習をどのように進めていくかということにつきましてのご意見をいただいていくことを考えておりますので、利用者の代表の方ということで考えておりますが、まだどのような選出の仕方をするとか、どういうぐらいの人数でということ、決定はしてございません。

○角田委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。池田委員。

○池田委員 指定管理者についてちょっとお尋ねしたいんですが、生涯学習センター条例の第6条で、指定管理者は、自主事業として第3条の業務を行うときには受講料その他必要な経費を徴収することができるかとあるんですが、指定管理者というのは管理をするだけじゃなくて、自主事業もできるということなんですか。その場合には当然施設を使うわけですけども、そのときの使用料はどうなっているんですか。

○宇山生涯学習担当部長 自主事業として行う場合ですけども、もちろん指定管理の業務の中で自主的に企画をして事業をするというのがございます。それにつきましては、第14条、指定管理者が第3条に掲げる事業を自主事業として行うときは、使用料を免除することができるという規定になっております。

○高部教育長 池田委員。

○池田委員 そうしますと、受講料をもらって、さらに使用料もかからないという非常な便益を受けているような気がするんですが、その点と、あと、一般の利用者が入場料を徴収するときには使用料を3倍払わないといけないということと対比すると、指定管理者は非常に大きな便益を受けているような理解もできるかと思うんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○高部教育長 担当部長。

○宇山生涯学習担当部長 まず使用料ですけども、これは指定管理者に入ってくるものではないということになります。三鷹市に入ってくる形になります。

それから自主事業を行う場合、この自主事業というのは、生涯学習センター条例の、第3条に掲げる事業ということで、この生涯学習センターの目的に沿った事業を行うという形で考えているものですので、こういうものを振興していくという考え方に基づいてこのような形をとっております。

○池田委員 1つの方向性のあり方として、指定管理者というのは、あくまで三鷹市から委託を受けて管理をしているわけですので、その委託を受けた中で自主事業をすることであれば、当然委託料をもらって管理をされているわけですから、受講料を受講者から徴収するというのではなくて、あくまでも委託料の中でそれを見ていくという方向性もあり得るのかなと思いました。

それから、あと細かい話なんですが、利用者にとっては多分切実だろうと思われる、入場料をとったときには使用料が3倍になってしまうというところで、入場料の中に何が含まれるかということです。入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合と8ページにありますけれども、その他これに類するというところの解釈がいろいろとあり得るかなと。例えば、資料代を徴収するときには入場料に含まれるのかとか、そのあたりはどのような運営をされていくご予定かお聞かせいただけますか。

○高部教育長 はい、宇山部長。

○宇山生涯学習担当部長 まず、事業でございますけれども、先ほど申し上げたように、例えば社会教育会館で行ってきた市民大学総合コースのような、あるいはむらさき学苑で



すとか、これまで行ってきた事業等につきましては、全く無料で講座を行う形でございますので、そういう事業が大変大きな割合であるということになります。

それから、入場料ですけれども、実際、実費を徴収することはこれまでの社会教育会館の事業でもあったことですが、そういうことではなく、やはり入場料として、営利としてとる場合ということをご想定しております。

○高部教育長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。はい、高橋委員。

○高橋委員 同じく指定管理者ですけれども、指定管理者を置かれる場合のメリットがあると思うんですが、そのことをお話しください。

○宇山生涯学習担当部長 まず第一に、今回の場合、指定管理者は現在の芸術文化振興財団を改組して、公益財団法人が新しい形で行うということで、協働型の指定管理というものを目指しております、その中で三鷹市の考える生涯学習の振興というものを非常に深い理解を持って協働してやっていけるものと考えておりますが、一方で、施設全体は、先ほどお話ししましたように、こういうさまざまな複合された施設になっておりますので、こうした施設全体を管理していくということで管理を効率的に行う、低コストで行っていくことが可能になるというのが大きなメリットとなります。

そしてさらに、民間のノウハウを使うというような、例えばスポーツの場合など、さまざまな民間のスポーツに関するノウハウを持った事業者もおりますので、そういったところと提携しながら、より魅力のある多彩な事業が展開できるということが指定管理者のメリットと考えております。

○高橋委員 わかりました。そちらを、どういう形で指定するかに関しては、十分議論を尽くして決めていかれるということですよ。

○宇山生涯学習担当部長 そうです。

○高橋委員 わかりました。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。はい。

○角田委員 質問というよりも感想なんですけど、この新川防災公園・多機能複合施設、検討委員会のときから委員長をしまして、いろいろな議論をして、ほんとうに防災の拠点であるというのが1つと、あとはやはり市民の人たち、多世代、多職種の集いの場所だと。ですから、そういう面では、開館時間を10時まで延長していただいて若い人が取り込めるとか、いろいろな交流の場としての施設の意義がすごく出ていると思います。

ですから、スポーツもそうですし、生涯学習もそうですけれども、そういった、僕らが当時検討した概念をまさに進めていただいているなと思っております。感想でございます。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。

では、私からお聞きしたいんですけど、先ほど指定管理者と事業内容、どんな活用をするのかということの質問に絡んでですが、先ほどの説明だと、今までの社会教育会館の市民大学事業も継承しながら、さらに発展充実させるということなんですけれども、こういったプログラムというか、事業なりカリキュラムなりといったものを、さらにどう発展させようとしているのか。それに対して指定管理者のどういう力を活用していこうとす

るのか、今の時点での考え方があれば教えてください。

○宇山生涯学習担当部長　まず、指定管理者と協働型で進めるプログラムですけれども、もともとの社会教育会館で行ってきたような社会教育の事業に加えまして、今では多くの部署あるいは、市内のNPOですとかさまざまな教育機関が、いろいろな形で社会教育、生涯学習を進めているところです。こういうところと連携をして、また、市の福祉であるとか防災であるとかさまざまな部署とも連携をして、その中で人材を養成したり、さまざまな学ぶ喜び、人生に豊かさを与えるような学びというものを推進していく、ネットワーク型の生涯学習の中心機能になれるように、そういった連携の中で生み出されてくるさまざまな事業を進めていきたいと考えております。また、特にスポーツセンターが中心になると思いますが、民間の事業者を活用することにより、民間のノウハウを生かした形で事業を発展させていきたいと考えております。

○高部教育長　そうすると、さまざまな行政分野の防災だとかコミュニティだとか環境だとか福祉、いろいろなファシリテーターとか、そういうリーダーを養成していますけれども、そういったものもこの新しい施設の中で、さらに講座とか教室なども用意しながら、新しい人に受講してもらい機会を設けようということも1つの考え方なんです。

○宇山生涯学習担当部長　そうです。そういった形でさまざまな分野にまたがる事業を展開し、今までさまざまな学習ニーズを持ちながら、なかなかそういうところにおいてになれなかったような方に新たに参加していただいて、地域の中でいろいろな活動をしていただけるようになるということを考えていきたいと思っております。

○古谷生涯学習課長　新施設における事業ですけれども、基本的に2つに大きく分かります。

1つは、地域社会のために何らかの役立つ地域課題を解決するための事業です。現在、社会教育会館の総合コースをはじめとした地域課題について考える事業、また、その学んだ学習の成果を地域に還元していこうという事業ですね。もう1点は、多彩な趣味や生活課題またはスポーツに関する事業です。そういうものを豊かにやっっていこうと。

ですから、今度の生涯学習センターでは、これまでの講座に加えた多彩な事業展開を図りたいと考えています。

○高部教育長　公運審の分析を見ると、今行われている社会教育会館の事業なども、もちろんいろいろな課題解決につながり、あるいはボランティアを養成するような事業もありますけれども、今言われた自己実現・充実につながるような趣味だとか教養だとかいう講座もかなりのボリュームで開かれていたので、新しい施設でもそういうものを行うということでしょうか。そのさらなる展開はあるのかもしれないけれども、今まではそれが少なかったという認識はあるのでしょうか。社会教育会館長、どうですか。

○新名社会教育会館長　確かに、公民館運営審議会、昨年提言等いただいておりますけれども、その中では、やはりこれまでの活動が市民の広範な生涯学習ニーズに沿って会館で大幅にできているかという、若干弱い部分があるというご指摘も受けています。

ですので、講座の開催のあり方、例えば、今、総合コースについては金曜と土曜と午前中にやっておりますけれども、そうした講座を、総合コースに限らず、広範な市民が参加

できるような形態、曜日設定、時間設定ということで、土曜、日曜とか夜間も含めて、そうした展開も考えてはいかがかというご意見もいただいているところです。

○高部教育長 では、今までの事業も充実させながら、多様なニーズに応えるような新しいプログラムをそこに付加していくということですね。

○古谷生涯学習課長 そうですね。

○高部教育長 もう1つは利便性の関係なんですけれども、この休館日、それから開館時間。今の社会教育会館の運用と比べて、どの程度利便性が高まったのか、具体的に説明してもらえますか。休館日とか開館時間の点で。

新名館長。

○新名社会教育会館長 まず、開館時間でございます。こちらについて、生涯学習センターで9時から10時ということで案を出しておりますけれども、現在の会館では、午前9時半から午後9時半まで。それを午前、昼間、夜間にわけまして提供させていただいております。ただ現在の会館でも、6月から9月の夏季期間につきましては10時まで行うことにしております。

そうしたことと、あと利用時間区分について、今申し上げた、今の午前中、昼間、夜間ということではなくて、今回生涯学習センターでは、午前は9時から12時、午後の1番目が12時30分から3時30分。午後の2番目が3時45分から午後6時45分。最後の夜間が午後7時から午後10時ということで、今までの3コマから、4コマに増えたということがございます。それに加えまして、休館日ということで第8条に今回設定をしておりますけれども、これが毎月第4月曜日で、あとは年末年始休館ということでございます。

現在は毎週水曜日が休館日ということで、しかも、祭日については休館をさせていただいておりますので、これらを合わせますと、いわゆる利用が可能なコマ数が非常に増えるという展開になっております。

○高部教育長 わかりました。営業時間、開館時間が、日々のコマ数でもそれだけ拡大し、それから年間のトータルの休館日が相当減らされるので、先ほど言ったような、事業の充実につながるような魅力あるプログラムが組み込めるということによろしいわけですね。

ほかはいかがでしょう。高橋委員。

○高橋委員 この使用料金はどういう根拠をもって算出されているのか。

○高部教育長 向井課長。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長の向井です。

まず、基本的には近隣の同様の生涯学習施設またはスポーツ施設、体育館を持っている施設の近隣6市の平均をベースにして計算しております。それを面積で割って、新しい施設の面積に割り返して出したものが基準になっております。

○高橋委員 この施設の維持とかいうことではなく、近隣市の平均をとられたということですか。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 はい、そうですね。

○高橋委員 それは三鷹の市民の方にとって、利用しやすい設定になっていると理解してよろしいんですね。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 ええ、それをまずベースとして考えて、その中でやはりご意見を聞きながら、もうちょっときめ細かな利用体系にしたところも、一部スポーツ施設にもございますし、生涯学習施設にもそういった対応をさせていただいた部分もございます。

○高橋委員 わかりました。

○高部教育長 それに関連してなんですけれども、先ほど減免の規定ということで、詳細は規則でということこれから検討されるということ、ある程度目安はあるかと思いますが、生涯学習団体とか自主グループとかという使われ方をされましたけれども、今、少なくともそういう登録制というのはしていないわけですよね、団体については。

○古谷生涯学習課長 社会教育会館の利用につきましては、登録制をとっております。

○高部教育長 登録制ですか。

○古谷生涯学習課長 ええ。団体登録という形で。

○高部教育長 そうすると、今の現行の活動をされている団体について、要件を満たせば、新しい施設で使うときにも活動については減免対象団体と扱っていくんでしょうか。

○宇山生涯学習担当部長 今、登録というのは、利用のための登録ということで、新しい施設でも利用登録はシステム上で申請等を行いますので、その中で登録させていただいてご利用いただくわけなんですけれども、それとは別に、減免の場合というのは、一定の条件で生涯学習活動をしていらっしゃる、継続的に、あるいは規約等を設けてメンバーにわかりやすい形、参加を希望される方に開放されたような形で運営されている団体について減免可能な団体として登録させていただいて、その団体については減免をしていくという考え方をとっております。

○高部教育長 個々の活動内容ではなくて、団体がどういうものを目的に行っている団体なのかということで認定することができるわけですか。

○宇山生涯学習担当部長 はい、そうです。

○古谷生涯学習課長 一定の要件をこれから作りまして、それにあてはまる形の団体を2分の1減免とかいう形をとっていきたくて考えております。その内容につきましては、現行の利用団体とそんなに乖離はしていない内容で、おそらくは対象団体となるのではないかと考えています。

○高部教育長 具体的な例で申しわけないですが、例えば学習会でも講師を呼んできて、加盟した団体だけじゃなくて、広く一般市民の参加もあるよというようなやり方のスタイルと、その加盟した人が会員同士というか、いろいろな連盟があるでしょうから、その中で、学習会ということで定例的にやる、つまり、クローズされたというか、その会員の中での学習という、いろいろなパターンがあると思うんですけれども、端的に今みたいな2つの例でやったときには、減免上はどういう扱いをイメージしているのか。

○宇山生涯学習担当部長 今考えているところでは、例えば自主グループの連合組織のようなものが、広く市民を対象に、一般に呼びかけてやるような形で行われる事業につい

ては免除するという形で考えております。

○高部教育長 全額免除ということですよ。

○宇山生涯学習担当部長 はい、そうです。

○高部教育長 すると、その加盟された団体の会員だけというか、そういう限られた学習会みたいな、要するに、一般の市民にプラスアルファで開かれていないような活動をするときにはどうなるのか。

○古谷生涯学習課長 それにつきましても、2分の1減免とか、そういう考え方で今は検討しているところです。

○高部教育長 では、これから詳細を詰めるということで。

ほかにいかがでしょうか。須藤委員。

○須藤委員 指定管理者に関することなんですが、今回、多機能複合施設ということで、生涯学習センター並びに体育館も同一の建物なんですが、指定管理者に関しては同一のものがなるということなんですか。

○高部教育長 宇山部長。

○宇山生涯学習担当部長 同じ指定管理者が全体を管理していくという考え方です。

○高部教育長 よろしいでしょうか。今までの芸術文化に、さらに学習が入って、スポーツが入ってということで、体制強化も検討しているようですけども、そこが協働のパートナーとしての指定管理者を担っていくという予定なんですね。

○宇山生涯学習担当部長 はい。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。高橋委員。

○高橋委員 今、おっしゃった協働という言葉が、三鷹にはとても合っている言葉というんでしょうか。例えば、コミュニティ・スクールというときにも、やっぱり地域コミュニティを市民と市が協働して育ててきてくださったからできたことがあったわけですね。今回も、もちろんつくって終わり、預けて終わりということはないと、私は信じているんです。どのようにしてこの市民の活動と行政の力をマッチングさせていこうとされているのか、そのあたりのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○古谷生涯学習課長 行政の意図を、やはり指定管理者にお伝えしていかなければいけないということは当然考えております。それは、協定書等の資料を交わしまして、中身について、行政の意図、当然市民の意図が行政に反映するわけですから、その意図が指定管理者にしっかり伝わるような形でやっていきたいと考えております。

具体的には協定書等のさまざまな事業に関する要件をつけていくということになっております。

○池田委員 今、高橋委員がおっしゃったことは私も全く同感でして、指定管理者というものが14条1項で、自主事業をするときに使用料免除とされているのは、やっぱりその公共性ゆえだと思えます。公共性というのは、やっぱり市民に対して公共的義務を負っているわけですので、市民の皆さんと一緒に協働して、市民のための利益になるような活動を真摯に行っていくということが前提になっているはずですから、そのあたり、今、ご指摘にあった協定書等でそういうことを確認されるということですので、その中身を盛

り込んでいただければいいのかなと思います。

○古谷生涯学習課長 その辺、しっかりやっていきたいと思います。

○高部教育長 補足の質問なんですけれども、これはまだシミュレーションをしていないから答えにくいのかもかもしれませんが、指定管理者の収支、つまり、市からは指定管理料を受けるわけですね。その中で施設管理を行ったり、講師を派遣したり、事業を行ったりということですね。やりくりしていくわけですよ。

だからこの利用料金、料金設定、使用料の設定で、これは市に収入が行くわけですから料金制にはなっていないんですけれども、おそらく、全体の収支のバランスからすると、使用料で上がる収入の割合というのは、非常にごくわずかになると思うんです。今はそれがどのぐらいの割合かというのは、なかなかはじき出せないでしょうが、今までの市の公の施設で既に行っている、例えば川上郷自然の村のような、公社が指定管理になってやった場合も、実際利用者からの料金だけでは、プラスにはとてもならないような公の施設の利用料金の設定なんです。結局は、平たく言えばたらず前の部分も指定管理料ということで、市から指定管理者に支出をする。

しかし指定管理というのは単なる委託ではなくて、できるだけノウハウ、知恵を、経験を生かしてもらって、できるだけそのことによって自分たちも収入を得ている。で、自主事業はそういう形でインセンティブとして無料にするけれども、その中でできるだけ多くの人に集まっていただいて、そこで実費的な料金を徴収していただければ、少しはそういう改善の部分もあるという。お互いのウイン・ウインというか、プラスで、市側にとってもプラス、指定管理者にとってもいろいろな主体的な事業に取り組める、そういう仕組みをつくっていききたいという中でありますから、なかなか指定管理料だけで、この自主事業だから免除されることのメリットというのは、全体から見ると、インセンティブを与えられたから主体的にペイできるかというところ、おそらくこの料金設定では収支はならないと思うんですけれども。

まだ現段階では、シミュレーション、指定管理者の事業結果も出させているわけではないので、収支計画も出させているわけではないので、具体的な話は難しいと思いますけれども、何か補足するような説明があれば、収支の見通しとか事業計画について。

まだ都市再生推進本部でも、そういうシミュレーションはしていないんですよ。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長 そうですね。昨年策定しました管理運営計画の中で、施設全体のランニングコストがどれだけになるのかというのは市民の皆様、議会の皆様方にも非常に注目を浴びていることでもありますので、今後その指定管理料の、今言われたような、歳出と歳入の差がどのぐらいになるのかということもきちっと算出いたしまして、定期的にまた報告をしていきたいと思っています。

また、今想定している指定管理者が公益財団法人ということで、一定の民間の施設とはまた違った経理の仕方をしていることもございまして、収益を上げ過ぎてもいけないという施設であること、そこがまた、今回三セク型の指定管理者を財団ということで想定した部分もあるんですけれども、そういったことも含めまして、そのところはよく注意をして、コストをこれからも算出して、試算をしていきたいと思っています。

○高部教育長　ほかにかがでしょうか。

○角田委員　指定管理の期間はどのぐらいを想定しているのですか。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長　今のところは、やはり継続性を鑑みまして、現在の規定の中で10年間を予定しております。

○高部教育長　今のコミュニティ・センターを担っている住民協議会が指定管理者になっていますけれども、あれもたしか10年でしたよね。

○向井総合スポーツセンター建設推進室総務担当課長　はい。

○高部教育長　ほかにかがでしょうか。

スポーツセンターでちょっと聞きたいんですけども、第一体育館、第二体育館、相撲場が廃止されて、それが基本的には総合スポーツセンターに移行するということなんですけれども、第二体育館の地下の弓道場の扱いについて、これは総合スポーツセンターに移行しないと思うんですが、その扱いを今、どう考えているか、補足説明してもらえますか。室谷課長。

○室谷スポーツ振興課長　スポーツ振興課長の室谷でございます。ご指摘のとおり、今度の新施設につきましては、弓道場、アーチェリー場は構造上、設計の中に入っておりません。しかしながら、今現在、第二体育館に和洋弓という、兼用の30メートルの射場の練習場がございます。こちらの利用団体、弓道連盟さん、アーチェリー協会さんと協議を重ねた結果、29年3月末で第二体育館は閉館しますけれども、暫定的にこの第二体育館の弓道場部分だけは使用していただくように考えております。そしてまた、市民センター全体の駐輪場・駐車場の整備の中で、弓道場とアーチェリー場は整備をする計画で準備を進めているところでございます。

第二体育館は非常に老朽化している施設でございます。耐震性などでもいろいろと課題があります。約半世紀ご利用いただいた施設なんですけれども、そのあたりは十分注意を払いながら、ほかの施設は基本的に立ち入りができないような形、外からの弓道場への出入りという形で、しばらくの間は暫定利用をさせていただくこととしています。

以上です。

○高部教育長　補足ではないんですけども、わかりやすく、33ページの新旧対照表をごらんいただきますと、右側の改正前のところをごらんいただきますと、真ん中のところに三鷹市第二体育館の和洋弓場という項目が施設の構成要素としてあるんですが、これが、今言ったように、一時的には廃止をされて暫定施設扱いということになって、これはまた別途、市民センターの中で駐輪場ができたときに、体育施設、公の施設として、新施設としてではなくて、市民センターの中の別途の場所としてまた公の施設の位置づけをするということで、そのときにまた改正があるという予定だということによろしいんですね。

○室谷スポーツ振興課長　はい。

○高部教育長　よろしいでしょうか。ほかにかがでしょうか。

はい、須藤委員。

○須藤委員　質問ではなく、感想なんですけども、今回、社会教育会館が廃止されて、新たに生涯学習センターが複合施設に入ることによって、長年ご利用されてきた方々には不安

もあったり、いろいろな思いがあるとは思いますが、今回新たにスポーツセンターや、ほかの福祉センターや総合保健センターということで、ほんとうにいろいろな可能性が秘められた施設だと思います。また、オリンピックも来ますし、こういったタイミングですばらしい施設が三鷹市の魅力として加わったことは、大きな1つの形だと思いますので、この複合ならではのよさを、ぜひスポーツセンターを利用する方にも生涯学習センターの魅力を発信していただきたいですし、社会教育会館を利用されてきた方には、ぜひ生涯学習センターを通じて総合スポーツセンターの魅力を感じていただけるのが市民のためなのかなと改めて思いました。

○高部教育長 おっしゃるとおりで、その複合施設を生かした生涯学習なり、スポーツのあり方についての、考え方を。

○古谷生涯学習課長 生涯学習センターも座学が基本なんですけれども、あと芸術とか体験活動とかありますが、さらにこれからの時代は高齢化社会を迎えて、健康というものが非常に大事な要素になってまいりますので、スポーツ施設と併設しているということは、非常に身近なものになってくるのではないかと思います。生涯学習センターの利用者にとっては、新たな展開が考えられますし、また一方では、健康維持のための総合保健センターもありますし、いろいろなものが相乗的にかかわることで、今までの以上の効果を、教育といいますか、生涯学習効果というものが生まれてくるんじゃないかということ进行しております。

○高部教育長 総合保健センターも入りますし、子ども発達支援センターもありますし、防災センターも入るわけですから、利用者はうまくコラボレーションというか、交流できるような事業づくりが必要じゃないかと思いますけれども、何かスポーツでありますか。

○室谷スポーツ振興課長 スポーツも同様に、こちらの複合施設のよさを、今、生涯学習部門と同じように、健康推進保健部門、そして障がい者の部門と、オリンピック・パラリンピックという2つのセットで、今まで健康に不安があってスポーツするにはハードルが高い方も、ぜひこの機会に健康推進課と連携を図って、施設はアリーナ数が劇的に増えることになりますので、充実した事業を図ってまいりたいと考えております。

○高部教育長 角田委員。

○角田委員 感想です。この複合施設が、特にハピネスの子ども部門が移行してくることは、これは非常に大きなことで、やはり障がいを持った方でも一緒になって社会で多様性を認め合いながらできるところは、すごく大きな意義だと思うんです。ほんとうに、1つの三鷹の今後の施策を象徴するような施設に、私はなっていると思っています。

以上です。

○高部教育長 高橋委員。

○高橋委員 お金のことで申しわけないんですけれども、私はやっぱり、使用料金というのは利用しやすさにつながってくると思うんです。三鷹らしい料金を設定できないのかなど。平均はわかります。それもそれなりの根拠があって出されている数字だと思うんですが、やはり市民の方たちが使いやすい施設ということ考えると、この料金は安くなるというなという感想です。



○高部教育長 料金の設定で、何か工夫されたところがありますか。

○宇山生涯学習担当部長 料金の設定というよりも、減免等の考え方で、規則のところ  
でこれから定めてまいりますけれども、生涯学習の自主グループですとか、そういう活動  
をされている方が意欲を持って参加できるような、継続できるような形というのを考えな  
がら、規則に反映していくということだと思います。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。はい、池田委員。

○池田委員 私も、この複合施設というところが非常にこの施設のいいところだと思  
っています。それぞれが独立のフロアで別々の事業をやるというだけではなくて、それぞ  
れ連携し合いながら、有機的に関連し合いながら展開していただけるんじゃないかなと思  
っております。非常に楽しみにしております。

○高部教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにご質問、ご意見等がなければ、採決いたします。

議案第7号 三鷹市生涯学習センター条例の制定の申出については、原案のとおり可決  
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 三鷹市市民体育施設条例の一部改正の申出については、原案  
のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高部教育長 ご異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、平成28年第1回教育委員会臨時会を閉会いたします。

---

午後 8時26分 閉会